	［略］	［略］
在サウジアラビア日本国大使	サウジアラビア（在ジッダ日本国総領事の管轄区域を除く。） イエメン	［略］
在ジッダ日本国総領事	サウジアラビア（マッカ州及びマディーナ州の区域に限る。）	［略］
在レバノン日本国大使	レバノン シリア	［略］
アフリカ		
在チュニジア日本国大使	チュニジア リビア	［略］
在モロッコ日本国大使	モロッコ	［略］

在イエメン日本国大使	イエメン	［同上］
在サウジアラビア日本国大使	サウジアラビア（在ジッダ日本国総領事の管轄区域を除く。）	［同上］
在ジッダ日本国総領事	サウジアラビア（マッカ州及びマディーナ州の区域に限る。）	［同上］
在シリア日本国大使	シリア	［同上］
在レバノン日本国大使	レバノン	［同上］
アフリカ		
在チュニジア日本国大使	チュニジア	［同上］
在モロッコ日本国大使	モロッコ	［同上］
在リビア日本国大使	リビア	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に同法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在イエメン日本国大使	在サウジアラビア日本国大使
在シリア日本国大使	在レバノン日本国大使
在リビア日本国大使	在チュニジア日本国大使